

森林環境教育の推進

平成30年2月7日（水）

林野庁 森林利用課

森林環境教育について

森林環境教育とは

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める取組

(平成28年度 森林・林業白書より)



森林環境教育の始まり

平成11年(1999年)2月18日中央森林審議会答申の中で、初めて「**森林環境教育**」が提唱され、平成14年度の「森林・林業白書」で初めて明文化された。

(参考) 木育とは

子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動

(平成28年度 森林・林業白書より)



森林環境教育（関係法令：森林・林業分野）

○森林・林業基本法

（昭和39年法律第161号）（抜粋）

第17条（都市と山村との交流）

国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は**教育のための森林の利用の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

森林・林業基本計画（平成28年5月）

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

（11）国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

① 多様な主体による森林づくり活動の促進

② 森林環境教育等の充実

E S D（持続可能な開発のための教育）に関するグローバル・アクション・プログラムがユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択され、我が国においても、E S Dの取組が進められていることを踏まえ、**持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進**する。具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。国有林においても、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

森林環境教育（関係法令：教育分野）

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

第21条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 二 **学校内外における自然体験活動**を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第31条

小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

※ 第49条及び第62条で、中学校、高等学校にも準用）

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（略称：環境教育促進法）

（平成15年法律第130号）（抜粋）

第3条（基本理念）

- 1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。
- 2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、**森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性**を踏まえ、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度が養われることを旨として行われるとともに、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るよう努め、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。

森林環境教育とESD

持続可能な開発のための教育（ESD）とは

環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

ESD : Education for Sustainable Development

関連する様々な分野を“持続可能な社会の構築”の観点からつなげ、総合的に取り組むことが必要
(文部科学省HP)



森林での教育活動は、森林が人々の生活に必要な多面的な機能を有していること、様々な生物が共存していること、生活に必要な資材や燃料を木材という再生産可能な資源として供給する場であることなどから、「持続可能な社会づくり」に向けての学習効果が期待できる。

【ESD概念図】



教育分野の動向

主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)とは

アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

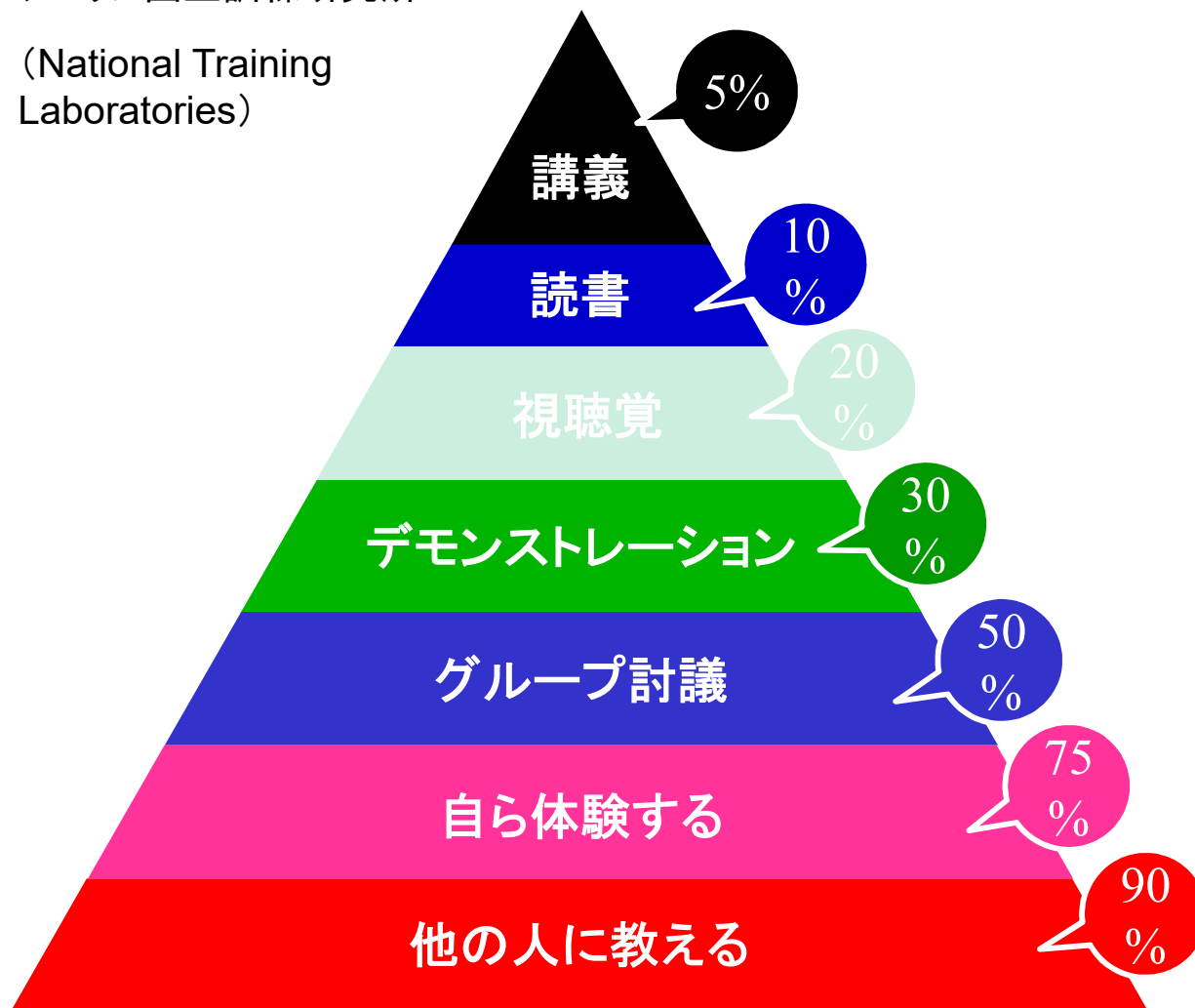
学習者が能動的に学ぶことによって、後で学んだ情報を思い出しやすい、あるいは異なる文脈でもその情報を使いこなしやすいという理由から用いられる。

発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も含まれる。

(H24 文部科学省用語集)

学習の定着率(ラーニングピラミッド)

アメリカ国立訓練研究所
(National Training Laboratories)



森林環境教育の推進

林野庁が行う森林環境教育の取組

体験活動の推進

学校の森・子どもサミット

身近な森林を活用した活動の発表や意見交換を実施

｜平成19～29年度 実参加校数142校

聞き書き甲子園

全国の高校生が名手・名人の知恵や技、生き方を「聞き書き」

｜聞き書き甲子園参加者 延べ1,500人(H29年度)

体験活動の受入可能施設数

子ども達の様々な活動の受入が可能な施設の情報提供

｜420施設(H28年度末)

フィールドの提供

遊々の森

国有林を森林体験活動を行うフィールドに提供

｜165箇所、7,047ha(H28年度末)

森林環境教育の取組

林野庁が行う森林環境教育の取組(体験活動の推進)

学校の森・子どもサミット

「学校の森・子どもサミット」は、全国から集まった児童たちによる森林環境学習の発表や、先生や有識者の意見交換などを通じて、森林環境教育の活動の輪を全国に広げていることを目的に開催されています。

民間に事務局を置く実行委員会形式で実施しており、平成29年度は、愛知県豊田市及び三重県大台町で児童による活動事例の発表と有識者によるパネルディスカッションが行われるとともに、間伐等の森林体験活動が行われました。



発表会



森林体験活動

森林環境学習の活動事例

岡山県真庭市立中和小学校では、「地域と共に全校で取り組む“中和いきいき学習”」を実施し、森林体験活動を通じて“ふるさとを愛する心”を育てています。

○「中和いきいき学習」

- ・低学年「中和いきいき探検隊」

森で生き物とふれあい五感を使った体験活動

- ・中学年「中和いきいき新聞記者」

森で学んだことを新聞にまとめ他校生と新聞交流

- ・高学年「中和いきいきプロデューサー」

地域の資源活用など大人達から学び自分たちに何ができるか考えて発表

→ 地域と共にふるさとの未来を考えていく



体験活動



発表会

森林環境教育の取組

林野庁が行う森林環境教育の取組(フィールドの提供)

国有林野を活用した取組

国有林野事業では、森林環境教育の実践の場や、自主的な森林づくりの活動の場として国有林野を活用していただけるよう、活動フィールドの提供等に取り組んでおり、地方公共団体や学校、NPO等と森林管理署等が協定を結ぶ制度があります。

○「遊々の森」

学校などの教育機関が、さまざまな体験活動や学習活動を行うためのフィールド

○「ふれあいの森」

森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したいというニーズに応えるため、ボランティア団体等による自主的な森林づくり活動のためのフィールド

○「社会貢献の森」

地球温暖化防止など地球環境保全への関心が高まっている中、企業の社会的責任(CSR)活動などを目的とした森林整備活動の場としてのフィールド

○「木の文化を支える森」

歴史的な木造建造物や伝統工芸などの「木の文化」を後世に継承していくための森林づくり活動を行うためのフィールド

遊々の森



遊々の森での森林教室

「遊々の森」では地方公共団体や、学校等の教育機関と協定を結び、植栽、下刈り、間伐などの体験林業や森林教室、自然観察会など、多彩なプログラムが実施されています。

木の文化を支える森



首里城の復元、修復に使用されているイヌマキ等の貴重な琉球の木の森づくり



森林環境教育の取組

都市と山村との交流(東京都世田谷区と群馬県川場村)

○世田谷区と川場村(群馬県)は、都市と農村との交流を通して、自然とのふれあいや人との出会いを大切にしながら、相互の住民と行政が一体となって“村”づくりを進めていこうという趣旨で、昭和56年に「区民健康村相互協力に関する協定(縁組協定)」を締結。

○毎年世田谷区の小学5年生全員が2泊3日で参加する。また、区の新規職員の研修も行われる。

取組内容

○S61年 区民健康村が開村し、移動教室スタート

○区立小学校全校5年生が5月中旬～11月上旬に2泊3日で参加。農業体験や森の生きもの調査など、多くのプログラムから学校側が選択する仕組み。

○各種プログラムの実施には多くの村民が指導者として活躍し、自ずと村民と区民の交流が進展する。

○H4年:協定10周年を受け、これまでの取組を発展させ、利根川上流の村民と下流の区民の連携による森林の保全・育成を進めるため、「友好の森事業に関する相互協力協定」を締結。80haの森林をフィールドとして森林作業等を行っている。



移動教室(キノコの駒打ち、環境活動)



友好の森事業のフィールドにおける活動

地方自治体間での取組の一例

山村地域の自治体

自然体験の森、癒やしの森等を整備し、観光、教育などに利用

連携

都市地域の自治体

山村地域にある森林を利用するため、フィールドの整備、森林整備費用を負担

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

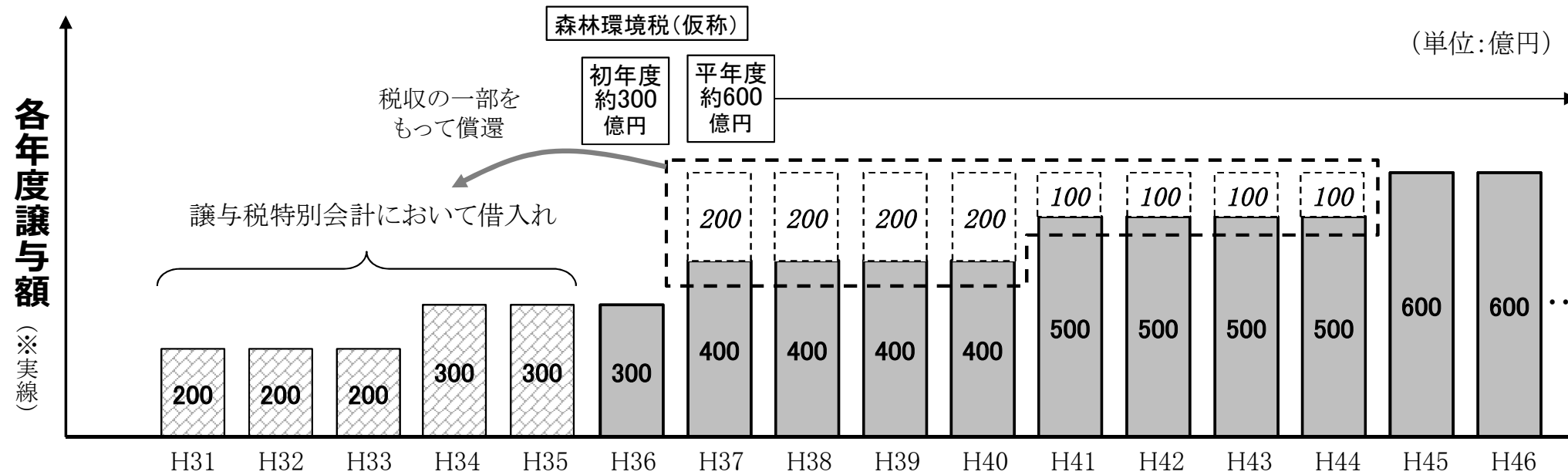
- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10		
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
 - 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
 - 市町村と同じ基準

都市部の市町村にも譲与

※税金は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税金(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

将来世代のために



写真：林野庁HPより